

平成30年度「研究開発型ベンチャー支援事業／
NEDO Entrepreneurs Program (NEP)」に係る公募
公募要領

平成30年4月24日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

平成30年度「研究開発型ベンチャー支援事業／NEP(NEDO Entrepreneurs Program)」に係る公募について
(平成30年4月24日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、「研究開発型ベンチャー支援事業」において、NEP(NEDO Entrepreneurs Program)を開始いたします。このプログラムへの参加を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

なお、本事業は、政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

I. 件名

平成30年度「研究開発型ベンチャー支援事業／NEP(NEDO Entrepreneurs Program)」に係る公募

II. 事業概要

1. 事業目的

「ベンチャー・チャレンジ2020」（平成28年4月19日日本経済再生本部決定）では、「日本にもベンチャーエコシステムを確立し、自然発生的にベンチャーが生まれ、育っていく、そしてその好循環が持続する。そうした仕組みの構築を目指さなくてはならない。」とされており、産学官全ての関係機関が「ベンチャーエコシステム」の構築を共通の目標と認識し、その実現を目指すことが重要です。

http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2016/seicho_senryaku/venture_challenge2020.pdf

また、「科学技術イノベーション総合戦略2017」（平成29年6月2日閣議決定）では、新規事業に挑戦する中小・ベンチャー企業の創出強化として、「研究開発のスピードアップや新事業及び将来事業の有効な創出の手段として、大企業とベンチャー企業の相互理解を深めることによる連携・交渉の円滑化を図り、人材・技術・資金の好循環を促進する。」とされており、人材・技術・資金の好循環を構築することが求められています。しかしながら、我が国の研究人材の流動性は非常に低く、組織を超えた人材の活躍が一層求められています。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2017/honbun2017.pdf>

そこで本プログラムでは、特定の技術シーズを有する企業又は研究機関等に所属する個人、又は自らが特定の技術シーズを有する個人である起業家候補人材に対し、当該起業家候補人材の起業及び事業の加速活動（ビジネスプラン作成、市場調査、試作品設計・製作など）を実施していただきます。

起業家候補人材には、技術シーズの原理確認又は市場でのニーズ確認（Proof of Concept; 以下「PoC」という。）に係る資金（労務費を除く）、事業化のためのビジネスプラン構築に係る研修・個別メンタリング、ビジネスプランの発表及び投資家や事業会社とのマッチング機会を提供することで、**研究開発型ベンチャーの起業促進及び事業化加速を目指します。**

2. 事業内容

本事業では、具体的な技術シーズを活用した事業構想を有する起業家候補支援プログラム（NEDO Entrepreneurs Program; 以下「NEP」という。）で活動する起業家候補人材を NEDO で公募します。採択された NEP 対象者（以下「NE」という。）は、別途 NEDO が委嘱する事業化支援人材（以下「事業カタライザー」という。）がハンズオンで行う各種起業活動支援を受けて、事業化活動を実施します。具体的には、以下のとおりです。

(1) NE の活動内容

- ① NE は、採択後2か月以内を目安として NEDO が別途委託する「NEP に係る業務」の実施法人（以下「管理法人」という。NEDO ホームページで委託先公表予定。）と研究員登録及び研究開発の実施に係る契約を管理法人と締結します。また、管理法人に対して（提案書類を基にして）実施計画書を作成し、提出します。
- ② NE は、ビジネスプラン作成、市場調査、試作品設計・製作など、自らの研究開発型ベンチャーの立ち上げ及び加速に必要な活動（以下「事業化可能性検討」という。）を NEDO の事業カタライザー（起業・事業化に向けた活動及びビジネスプラン構築の指導を行う専門家）による指導の下で実施します。

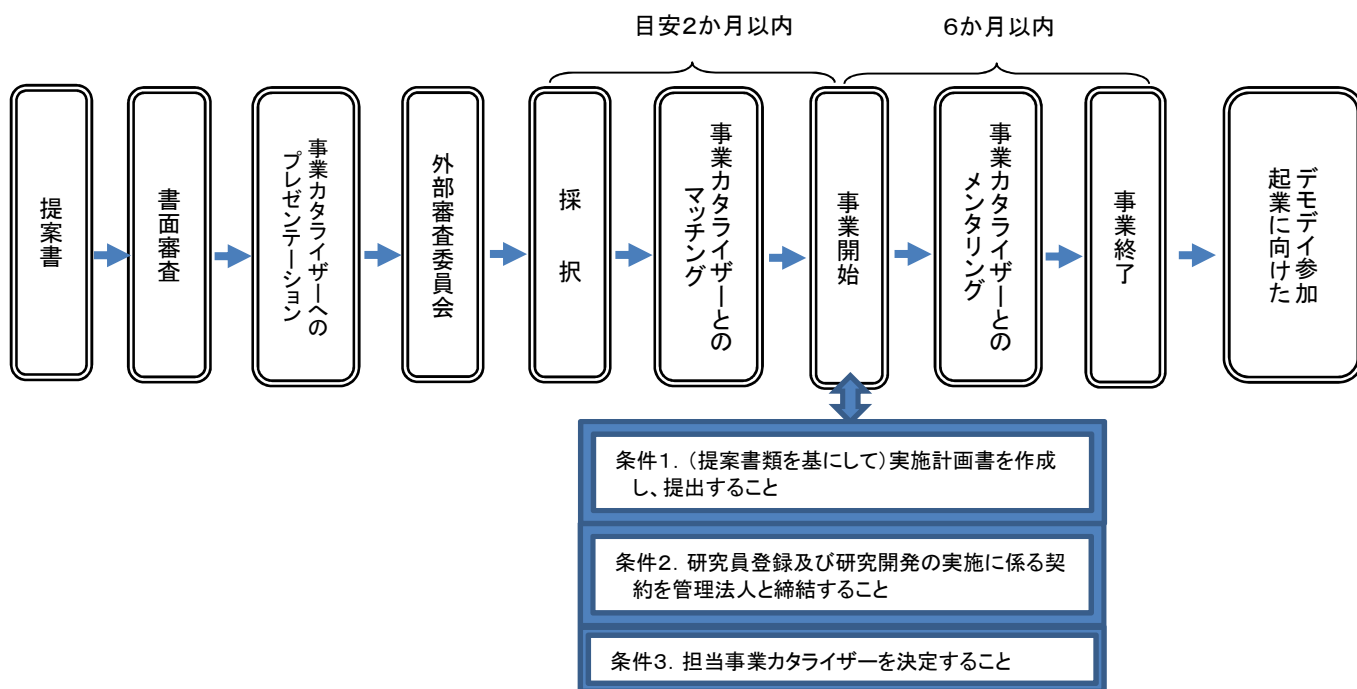


図1 事業化可能性検討のスケジュール

(2) NEP 対象者に対する支援内容

NEDO は、NE に対し、以下①～⑤の支援を実施いたします。

- ① NE に、事業化可能性検討業務の指導を担当する事業カタライザーを割り当てます。なお NE は、当該事業カタライザーが必要と認めた場合には、技術カタライザー（特定技術分野の専門家）や専門カタライザー（弁護士や弁理士等）等を活用することができます（各カタライザーに対する費用は別途 NEDO が負担します）。
- ② 川崎本部にあるコワーキングスペース（執務、打合わせスペース）を利用可能です。
- ③ NE が「事業化可能性検討」を実施する活動費として、原則1個人当たり上限5百万円（税込み）が使用できます。活動費の使用は、管理法人を通じて、又は請求払によるものとします。
- ④ NE が事業化を実現するために有用な、外部技術シーズとのマッチングを支援します。ただし、事業カタライザーからの助言に基づき、NEDO が必要と認めた場合に限りです。
- ⑤ 投資家及び提携先等とのマッチングを支援します。

3. 事業規模

100 百万円（1 個人当たり原則税込 5 百万円以内（最長 6 か月。））

4. 事業期間

NEDO が指定する日から起算して原則 6 か月以内。

Ⅲ. 公募条件等について

1. NE の要件

次に示す(1)～(5)に示された条件を満たす個人の起業家候補とします。

- (1) 具体的な技術シーズを活用し、それに基づく事業構想のもと、研究開発型ベンチャーを立ち上げようとしている又は研究開発型ベンチャーとしての事業活動開始・資金調達を目指している者。
- (2) 公募採択までに、日本国内に居住している又は居住する予定である者。また、外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。
- (3) 我が国の経済活性化に寄与すると認められる応募であること。
- (4) NEDO による NE としての採択決定後 2 か月以内を目安として、「実施計画書の提出」、「管理法人と研究員登録及び研究開発の実施に係る契約の締結」及び「担当事業カタライザーの決定」をすること。
- (5) 以下の排除対象者のいずれにも該当しない者或いは所属しない者であること。
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 法人等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれから投資を受ける、又はこれと取引関係にあるなど、直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力又は関与している者。
 - ③ 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ④ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ⑤ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ その他東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている者。
 - ⑦ 上述の排除対象者であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者。

2. 技術シーズの範囲

次の全てを充足する技術の範囲であること。

- (1) 経済産業省所管の鉱工業技術（原子力に係るものを除く）であること。
- (2) 具体的な技術シーズであって、研究開発要素があることが想定されること。例えば、スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、技術的要素が薄いものや、既存製品（購入品）を利用しただけのものについては対象外とします。
- (3) 競争力強化のためのイノベーションを創出しうるものであること。

3. 事業化可能性検討の対象経費

支援の対象となる費用は、機械装置費（土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費及び保守・改造修理費）及びその他経費（消耗品費、旅費、外注費及び諸経費）のみとなります。労務費、再委託費、共同実施費は対象となりません。具体的には、委託費積算基準（http://www.nedo.go.jp/itakugyomu/h26_3yakkan_gyoumu.html）に定める経費項目に従ってください。

4. その他重要事項

(1) 活動資格の喪失

NE は、本事業による活動期間中、以下に規定する状況が発生した場合、本事業の参加資格を失うものとします。

- ① 公募条件等について全部又は一部の条件を満たさない状況となった場合。
- ② その他、担当する事業カタライザー又は NEDO が支援継続について適切でないと判断した場合。
- ③ 不正事項が発覚した場合。

(2) 活動終了後の権利・義務の承継について

活動終了後直ちに、NE が実施した「事業化可能性検討」に係る権利（知的財産権等）及び義務（活動終了後の事業経過報告等）を管理法人から権利・義務の承継を実施していただきます。（ただし、知財及び資産登録が必要な研究開発資産の譲渡については、NEDO で審議の上実施します。）

IV. 応募について

1. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書 10 部（正 1 部、副 9 部）を作成し、以下の提出期限までに郵送又は特定信書便による送付にて御提出ください。FAX、電子メール、持参等による提出は受け付けません。

(1) 提出期限： 5 月 24 日（木） 正午必着

※ 応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービス（<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>）に御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募に関する情報を随時メールにてお知らせいたします。ぜひ御登録いただき、御活用ください。

- (2) 提出先： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部 松永、河内、牧野、井川宛
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー20 階
※ 郵送又は特定信書便による送付
『「NEP 募集」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

2. 応募方法

(1) 提案書の作成に当たって

提案書は表紙、要約版、本文、NE の経歴書により構成されます。

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添 1 を御参照ください。
- ・ NE の経歴書は自由様式です。ただし、最終学歴以降の経歴は記述してください。
- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案書の提出部数は、10 部（正 1 部、副 9 部）です。

(2) 提案書に添付する書類（各 1 部）

提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ・ NE が現在雇用関係を締結している又は経営者として参画している全ての企業・法人に関する概要資料（会社経歴書、パンフレットなど）
※ このうち、提案内容の事業構想を起業済みベンチャー等で実施する予定の場合は、当該企業を NEDO に『事業実施予定の会社』として申告し、直近の活動状況がわかる資料を提出してください。
- ・ 提案者が外国籍の場合は、その者が個別に許可された日本での在留資格について、NE として活動開始する日における残りの在留期間が 6 か月以上あり、かつ国内での就労制限がないことを証明できる書類（入国管理局による在留カードの写し等）。

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、あらかじめ別添 2 の「提案書類受理票」にお名前等御記入の上、送付（持参）してください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効といたします。その場合は書類を返却します。

3. 秘密の保持

- ・ 提案書は本事業の実施者選定のためにのみ用い、NEDO で厳重に管理します。取得した個人情報事業の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません（法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

4. 選定について

(1) 審査の方法について

NE の採択においては、以下に示す審査及びプレゼンテーションを実施いたします。

- ・ 外部専門家等による提出書類に基づいた書面審査
- ・ 事業カタライザーとのプレマッチング（プレゼンテーション）
- ・ 外部専門家等によるプレゼンテーション審査

・ NEDO 内の契約・助成審査委員会（NE は参加不可）

契約・助成審査委員会では、各審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に採択者を決定します。必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、採択の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

NE の採択に際しては、次の視点から審査します。

① 本事業の趣旨並びに応募の要件及び技術の要件に関する評価

「Ⅱ-1. 事業目的」、「Ⅲ. 公募条件等について」に記載されている要件に適合しているかを評価します。これらに適合していないと判断された場合は、以下の評価対象とならない場合があります。

② 技術評価

提案されたテーマの技術内容について、具体的な技術シーズがあり、かつ当該技術シーズが活用可能であること（応募者自らが特許若しくはノウハウを保有している、又は大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が見込まれる等）。また、技術上又は知財権上、競合等による模倣が困難又は時間を要すること。

③ 事業性評価

提案されたテーマの事業化について以下の項目を評価します。

項目	審査基準
① 新規市場創出効果	事業化後は、国内経済への影響が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。
② 事業化計画の信頼性	・本事業を基に起業までの計画を提案すること又は事業の加速プランを提案すること ・支援期間終了後に事業化が達成・進展される可能性が高いことを示す具体的な計画を提案し、予想されるリスク（市場変動、技術変革等）などへの対策が盛り込まれていること。

④ 人物評価

提案者である個人について、起業・事業化にかける意欲、情熱、リーダーシップ、柔軟性、論理力といった、「メガベンチャー」の創業者・経営者として十分な資質を有していること。

(3) 採択者の公表及び通知について

a. 採択結果の公表等について

採択された案件（実施者登録番号、実施者（NE の個人名含む）、テーマ名及び概要）は NE に連絡した上で原則 NEDO のホームページ等で公開します。なお、個別の事情により、採択された NE の個人名の公表がその時点で適切でない場合には、一時的に公表を留保し、NE としての事業化可能性検討開始後の速やかかつ適切な時点で公表します。不採択となった案件については、その旨を不採択となった理由とともに提案者へ通知します。

b. 外部専門家の氏名の公表について

外部専門家の氏名は、公募期間中に審査候補者全員の所属・氏名を NEDO ウェブサイト上で公開します。（利害関係者特定のため）

c. 採択条件について

採択に当たっては、支援期間の変更など、新たに条件を付加する場合があります。

(4) スケジュール

平成30年

- 4月24日 : 公募開始
- 5月中 : 公募説明会
- 5月24日 正午 : 公募締め切り
- 6月下旬 : 書類審査結果の通知
- 6月下旬～7月上旬 : 事業カタライザーとのプレマッチング（プレゼンテーション）
- 7月中旬 : 外部専門家等によるプレゼンテーション審査
- 7月下旬 : NEP 採択者決定
- 8月中 : 管理法人と研究員登録及び研究開発の実施に係る契約の締結、実施計画書の提出、事業カタライザーとのマッチング
- 9月上旬 : 事業開始

平成31年

- 2月頃（目安） : 事業終了。実績報告書の提出。
- 3月頃（目安） : デモデイ（投資家や事業会社とのマッチング）

5. 留意事項

(1) NE と NEP 運営管理法人の契約について

NE は NEP 運営管理法人と事業実施に係る契約（研究員登録及び研究開発の実施に係る契約）の締結をしていただきます。当該契約内容については事前に NEDO が確認いたします。契約内容については下記の内容を標準として NE 向けに作成されたものになります。

業務委託契約標準契約書

<http://www.nedo.go.jp/content/100862496.pdf>

第1章 業務の実施

- ・実施業務：研究員登録した NE による事業化可能性の検討（ビジネスプラン作成、市場調査、試作品設計・製作など）。
- ・実施期間：最大6か月
- ・契約金額：活動費として最大5百万円（税込）を NE が使用すること。
- ・実施計画書
- ・権利義務の譲渡等
- ・実施に要する経費
- ・実施業務の管理
- ・事後評価及び追跡評価等の実施
- ・保険への加入（死亡・障害、損害等）
- ・不正防止に関する事項

第2章 変更手続

第3章 概算払・確定

- ・実績報告書等の提出
- ・検査及び報告の徴収

第4章 取得財産の管理等

第5章 成果の取扱い・知的財産権

(2) 重複助成の排除について

同一の事業化計画（相当程度重なる場合も含む）について、採択の際、現に他の助成金等を受けている場合又は事業期間中に他の助成金等を受けることとなる場合は、本事業への申請はできません。

(3) 免責事項について

NEDO、NEP 運営管理法人及び事業カタライザーは、NEDO、NEP 運営管理法人及び事業カタライザーに故意又は重過失がある場合を除き、本事業の提供において、NE に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

特に、応募内容が知的財産権など第三者の権利を侵害していないことを事前に確認の上、応募してください。また、本プログラムへの応募及び参加は、応募者および参加者の責任と判断に拠るものとします。企業・研究機関等に所属する個人が応募される場合においても、所属元に了解を得るなど必要な対応を応募者の責任で行ってください。

(4) 知財マネジメントについて

- ・本プロジェクトでは、産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール規程）が適用されます。
- ・本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）にご協力をいただきます。

(5) NE への取得財産の譲渡について

この事業において NE が事業化可能性検討を実施するために、NEP 運営管理法人が購入し、又は製造した取得財産（構築物、機械装置、工具、器具又は備品をいう。）のうち、取得価格が500千円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産の所有権は、NEP 運営管理法人（又はNE）が検収又は竣工の検査をした時をもって NEDO に帰属するものとし、同時に NEDO は、NEDO に帰属した取得財産を NEP 運営管理法人（又は（及び）NE）が使用することを認めるものとします。また、NEDO に帰属する取得財産及び NEDO が NEP 運営管理法人（又はNE）に本委託業務における使用を許諾した NEDO 所有の財産を、委託業務の完了後又は委託期間終了後、NEDO が提示する譲渡価格をもって NEP 運営管理法人に譲渡し、NEP 運営管理法人はこれを譲り受けるものとします。

なお、NEP 運営管理法人は NEDO から譲り受けた取得財産を、NE が本調査終了後に譲り受けを希望する場合、NEP 運営管理法人は適正な価格で NE に譲渡するなど NE による当該資産の活用を妨げないものとします。

(6) 追跡調査・評価について

本事業終了後、本事業の成果についての追跡調査・評価・特許等の取得状況及び事業化状況調査に御協力いただきます。

(7) 「国民との科学・技術対話」への対応について

本事業に採択された提案者は、当該事業に係る活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能で

す。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、活動自体への影響等も勘案して行います。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により NEDO に報告してください。

【参考】

平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/sonota.html>>

(8) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm へリンク>

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDO ホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html へリンク>

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。

- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(9) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ホームページ

< http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm へリンク >

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ホームページ

< http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html へリンク >

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(10) NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html へリンク >

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

(11) 独立行政法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添 4 のとおり、NEDO との関係に係る情報を NEDO のホームページで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

(12) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、

共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

V. 公募説明会について

NEDO 本部及び国内複数個所で説明会を開催し、当該事業及び提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席される場合には、会場準備の都合上、前日までにメールにて、NEP@nedo.go.jp へ、所属、氏名、連絡先をご登録ください。

今後の追加の説明会スケジュールは後日 NEDO ホームページ上<<http://www.nedo.go.jp>>で告知します。

【問い合わせ先】

本公募に関するお問い合わせは、下記まで FAX 又は E-mail にてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 スタートアップグループ 担当者：松永、河内、牧野、井川

E-mail : NEP@nedo.go.jp

FAX : 044-520-5178

【関連資料】

- 基本計画
- 平成30年度実施方針
- 提案書作成にあたって「別添1」
- 積算書「別添2」
- 提案書類受理票「別添3」
- 契約に係る情報の公表について「別添4」
- 別添集（技術キーワード「別添5」、専門学術分野キーワード「別添6」）